

平成27年7月30日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官  
平成26年(行コ)第182号 政務調査費違法支出金返還請求控訴事件  
(原審 和歌山地方裁判所平成23年(行ウ)第7号)  
(口頭弁論終結日 平成27年4月23日)

判 決

和歌山県田辺市

控訴人兼被控訴人(原告)

(以下「原告畠中」という。)

和歌山市

控訴人兼被控訴人(原告)

(以下「原告井上」という。)

和歌山市

控訴人兼被控訴人(原告)

(以下「原告神野」という。)

同3名訴訟代理人弁護士

阪 本 康 文  
森 崎 有 治  
芝 野 友 樹

和歌山市小松原通一丁目1番地

被控訴人兼控訴人(被告)

和 歌 山 県 知 事  
仁 坂 吉 伸

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士

月 山 桂  
谷 口 舜 二  
水 野 八 朗  
田 中 祥 博  
月 山 純 典

岸 本 行 正  
河 合 佑 香  
北 野 栄 作  
森 田 拓 哉  
米 沢 龍 史  
同指定代理人 石 井 卓  
吉 田 惠 美 子  
西 原 龍 也  
田 端 和 彦

主 文

1 被告の控訴に基づき、原判決主文第1，第7，第8，第11及び第12項を次のとおり変更する。

(1) 被告は、浅井修一郎に対し、金162万7547円を請求せよ。

(2) 被告は、尾崎要二に対し、金82万0647円を請求せよ。

(3) 被告は、門三佐博に対し、金114万1124円を請求せよ。

(4) 被告は、長坂隆司に対し、金77万8898円を請求せよ。

(5) 被告は、野見山海に対し、金129万4915円を請求せよ。

2 原告らの本件控訴、被告のその余の控訴をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第1，2審を通じてこれを10分し、その7を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁判

1 原告らの控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

被告は、浅井修一郎、東幸司、井出益弘、浦口高典、小川武、大沢広太郎、尾崎要二、門三佐博、坂本登、下川俊樹、長坂隆司、野見山海、及び平越孝哉に対し、それぞれ288万円及びこれに対する平成19年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(2) 訴訟費用は、第1、2審とも被告の負担とする。

## 2 被告の控訴の趣旨

- (1) 原判決中、被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の取消部分につき、原告らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも原告らの負担とする。

## 第2 事案の概要

### 1 事案の骨子及び訴訟の経緯

- (1) 本件は、和歌山県の住民である原告らが、和歌山県知事である被告に対し、平成18年度和歌山県議会議員であった別紙一覧表AないしMの「議員名」欄記載の者（以下「本件議員ら」という。）は、和歌山県から交付を受けた政務調査費（平成20年法律第69号による改正前の地方自治法100条13項、14項。以下、本判決中の地方自治法100条13項、14項は、同改正前のものである。）を違法に支出したなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件議員らに対し、政務調査費の交付額及びこれに対する政務調査費収支報告書の提出期限の翌日である平成19年5月1日から民法所定の年5分の割合による遅延損害金の不当利得返還請求をするよう求めた事案である。
- (2) 被告は、適法な監査請求を経ていないとして訴えの却下を求めるとともに、本案については、政務調査費の支出は適法であったなどと主張して、棄却を求めた。
- (3) 原審は、原告らの住民監査請求は適法であるとし、原告らの請求を一部認容した。これに対し、原告らは、請求全部の認容を求め、被告は、

認容部分の棄却を求めて（当審では、訴えの却下は求めていない。），  
それぞれ控訴をした。

2 「法令等の定め」，「前提事実」，「争点」及び「争点に対する当事者の主張」は，3 及び 4 で当審における当事者の補充主張を付加するほかは，原判決「事実及び理由」中の第 2 の 1 ないし 4（原判決 3 頁 9 行目ないし 13 頁 23 行目）に記載のとおりであるから，これを引用する。ただし，引用箇所中の「別紙一覧表」を全て「本判決の別紙一覧表」と改め，3 頁 10 行目の「（次の）から 12 行目の「という。】）」までを削り，7 頁 7 行目の「本件議員ら」を「本判決の別紙一覧表 A ないし M の各「議員名」欄の者（以下，総称して「本件議員ら」という。）と改め，7 頁 14 行目の「一覧表」の次に「A ないし M」を，11 頁 13 行目の「金額」の次に「の支出」をそれぞれ加える。

### 3 当審における原告らの補充主張

#### （1）本件議員らに共通する問題

##### ア 主張立証責任等について

原判決は，原告らが相当程度の立証を行い，更なる証拠提出を期待することが困難な事情があるのに，被告が容易になし得る反証を行わない場合には，証明されたと認められるとしながら，本件では，監査請求時，既に政務調査費の支出に関する証拠書類等の保管期限を超過しており，被告が具体的に支出内訳を立証できないからといって，支出の違法性が一応推認されたとはいえないとしている。しかし，被告は，政務調査費収支報告書の提出期限から 5 年間は政務調査費の返還を命ずることができる（本件条例 9 条 4 項，地方自治法 236 条 1 項）ことからすると，議員は，返還請求がされることに備え，同期間内は，政務調査費に関する証拠書類等を保存しておくべきであって，本件規程による保管期限を経過し廃棄したから支出内容を立証できないということは許されな

い。保管期間が経過したとしても、支出をした議員は説明ができるはずであって、政務調査費の使途について議員に具体的な説明を求めることが政務調査費の使途の透明性の確保に結び付く。被告が支出内容の立証をしないことは、使途基準に適合した支出がされなかつたことを推認する事情というべきである。

イ 他の目的の事務所が併設されている場合の按分について

- (ア) 政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されていることの立証があれば、同事務所での支出は、事務所費、事務費、人件費に限らず全科目について、政務調査活動以外のためにも使われたとの合理的推認が働き、被告から反証がなければ、使途基準に反するとして、その全額か少なくとも社会通念上相当な割合による按分額を超えた部分が違法となる。
- (イ) 本件議員らは、平成18年10月以降、政務調査用事務所を和歌山県議会議員選挙の準備活動の拠点として使用していたと推認され、この点を按分割合において考慮すべきである。したがって、各議員の社会通念上相当な按分割合は、以下のとおりとなる。

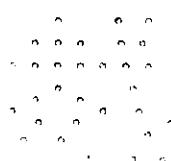
a 浅井議員（別紙一覧表A）

平成18年9月分までの支出

事務所費	全て違法
固定電話使用料（自宅）	2分の1
携帯電話使用料	5分の1
事務用品	4分の1
人件費	4分の1

平成18年10月分以降の支出

事務所費	全て違法
固定電話使用料（自宅）	2分の1
携帯電話使用料	6分の1



事務用品 5分の1

人件費 5分の1

b 東議員（別紙一覧表B）

平成18年9月分までの支出

固定電話使用料（自宅） 2分の1

携帯電話使用料 4分の1

平成18年10月分以降の支出

固定電話使用料（自宅） 3分の1

○ 携帯電話使用料 5分の1

上記電話使用料以外の事務費 2分の1

人件費 2分の1

c 井出議員（別紙一覧表C）

平成18年9月分までの支出

事務所費 全て違法

人件費 7分の1

平成18年10月分以降の支出

事務所費 全て違法

○ 人件費 8分の1

d 浦口議員（別紙一覧表D）

平成18年9月分までの支出

携帯電話使用料 4分の1

上記電話使用料以外の事務費 3分の1

人件費 全て違法

平成18年10月分以降の支出

携帯電話使用料 5分の1

上記電話使用料以外の事務費 4分の1



人件費

全て違法

e 小川議員（別紙一覧表E）

平成18年9月分までの支出

事務所費 2分の1

事務費 2分の1

人件費 2分の1

平成18年10月分以降の支出

事務所費 3分の1

事務費 3分の1

人件費 3分の1

f 大沢議員（別紙一覧表F）

平成18年9月分までの支出

事務所費 5分の1

固定電話使用料 6分の1

携帯電話使用料 6分の1

事務用品 5分の1

人件費 全て違法

平成18年10月分以降の支出

事務所費 6分の1

固定電話使用料 7分の1

携帯電話使用料 7分の1

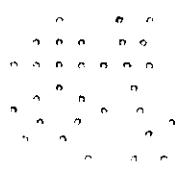
事務用品 6分の1

人件費 全て違法

g 尾崎議員（別紙一覧表G）

平成18年9月分までの支出

固定電話使用料 5分の1



FAX電話使用料 5分の1

携帯電話使用料 5分の1

事務用品 4分の1

人件費 4分の1

平成18年10月分以降の支出

固定電話使用料 6分の1

FAX電話使用料 6分の1

携帯電話使用料 6分の1

事務用品 5分の1

人件費 2分の1

h 門議員（別紙一覧表H）

平成18年9月分までの支出

事務所費 全て違法

固定電話使用料（自宅） 2分の1

携帯電話使用料 6分の1（新樹会加算）

事務用品 5分の1（新樹会加算）

人件費 5分の1（新樹会加算）

平成18年10月分以降の支出

事務所費 全て違法

固定電話使用料（自宅） 2分の1

携帯電話使用料 7分の1（新樹会加算）

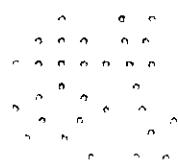
事務用品 6分の1（新樹会加算）

人件費 6分の1（新樹会加算）

i 坂本議員（別紙一覧表I）

平成18年9月分までの支出

事務所費 全て違法



○ 携帯電話使用料 6分の1

事務用品 5分の3

和歌山県日高市みなべ町南道352所在の政務調査用事務所の  
人件費 5分の1

その他の2か所の政務調査用事務所の入件費 全て違法

平成18年10月分以降の支出

事務所費 全て違法

○ 携帯電話使用料 7分の1

事務用品 4分の3

和歌山県日高市みなべ町南道352所在の政務調査用事務所の  
人件費 4分の1

その他の2か所の政務調査用事務所の入件費 全て違法

j 下川議員（別紙一覧表J）

平成18年9月分までの支出

固定電話使用料等 3分の1

携帯電話使用料 5分の1

事務用品 2分の1

○ 人件費 2分の1

平成18年10月分以降の支出

固定電話使用料等 4分の1

携帯電話使用料 6分の1

事務用品 3分の1

人件費 3分の1

k 長坂議員（別紙一覧表K）

平成18年9月分までの支出

事務所費 4分の1



事務費 4分の1

人件費 4分の1

平成18年10月分以降の支出

事務所費 5分の1

事務費 5分の1

人件費 5分の1

1 野見山議員（別紙一覧表L）

平成18年9月分までの支出

○ 固定電話使用料 5分の1

携帯電話使用料 5分の1

事務用品 4分の1

人件費 全て違法

平成18年10月分以降の支出

固定電話使用料 6分の1

携帯電話使用料 6分の1

事務用品 5分の1

人件費 全て違法

○ m 平越議員（別紙一覧表M）

平成18年9月分までの支出

携帯電話使用料 10分の1

事務用品 2分の1

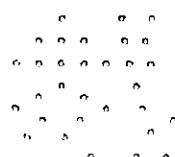
人件費 2分の1

平成18年10月分以降の支出

携帯電話使用料 12分の1

事務用品 3分の1

人件費 3分の1



## ウ 5議連及びその他の議員連盟会費の支出について

5議連及びその他の議員連盟の活動は、政策目的実現のための陳述、要望団体の運営、特定会派の施策の実現等を内容とし、議員の調査研究に資するものではない。また、単年度で清算される政務調査費を各議員連盟の会費に用いることは、使途の透明性確保の要請に反する。

### (2) 個別の議員についての問題点

#### ア 東議員（別紙一覧表B）

(ア) 先行判決において自宅の固定電話使用料、携帯電話代及びデジタルカメラ代、人件費の一部について違法支出が認められており、先行判決では対象にならなかった調査研究費、資料購入費、広報費についても違法支出であったことが推認される。

(イ) 同議員は、平成19年4月の和歌山県議会議員選挙で落選し、保管期間経過前にもかかわらず、政務調査費に関する証拠書類等を全て廃棄した旨陳述しており、支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性が一応推認される。

#### イ 尾崎議員（別紙一覧表G）及び門議員（別紙一覧表H）

いずれも家族使用分の携帯電話使用料は違法支出と認めるべきである。

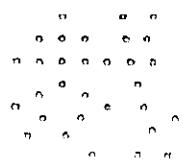
### 4 当審における被告の補充主張

#### (1) 各議員に共通する問題

##### ア 事務所費等の按分について

(ア) 原判決は、事務所費、事務費及び人件費に関し、併設されている他の事務所数を加えた数で按分し、政務調査事務所の按分割合分を超えて支出している額を違法支出としている。

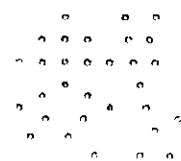
しかし、事務所を併設している他の団体も、何の活動もしていなかつたり、以前は活動をしても、平成18年度は活動をしていなかつたりなど、その実態は様々である。当該事務所の実態について、按分すべきと



推定されるべき具体的な事情が主張立証されていないのに、他の目的の事務所が併設されている一事をもって、按分を認めるのは相当でない。本件においては、政務調査費に関する証拠書類等の保管期限を経過した後に監査請求がされており、被告においても証拠資料を用いての反論、反証をしえないことも十分考慮すべきである。

- (イ) 事務所が併設されている団体が政治団体の場合には、会計帳簿の備付や政治資金収支報告書の提出が義務づけられているから、政治資金収支報告書上、支出が0円又はほとんどない団体の場合には、その記載に虚偽があると推認すべき特段の事情のない限り、全くあるいはほとんど活動がないと推定でき、このことは、事務所を併設している団体が政治団体でない場合であっても同様である。原判決は、形式的に政務調査事務所に併設されているという理由だけで、全ての団体が、一律に政務調査事務所と同額の支出をするとするもので不当である。
- (ウ) また、按分率は、政務調査目的活動とその他の目的が併存していることを考慮し、併設団体の活動がきわめて大きいといった特別の事情がない限り、2分の1を超えない。
- (エ) 併設されている他の目的の事務所が、独自の資金で支出した同一科目の費用を、按分対象に加算すべきである。
- (オ) 携帯電話使用料について、私的使用分と政務調査目的使用分を同程度とみるのは実態とかけ離れている。

イ 原判決は、各議員の平成18年度における、事務所費のうちの固定電話使用料、携帯電話使用料、事務用品購入費等の金額を先行訴訟の対象である平成14年度ないし平成17年度に関する証拠資料のみから類推して認定している（固定電話使用料及び携帯電話使用料は平成16年度と平成17年度の平均額としている。）。しかし、これらは、毎年変動するものであり、証拠書類等の保管期間が経過し、被告においても、証拠資料に基づ



いた反論、反証ができない本件において、このような推認をすることは不當である。

ウ 違法な支出と認定される支出があっても、当該支出額が直ちに各議員の不当利得額となることはない。すなわち、政務調査収支報告書に記載された支出であっても、288万円を超えるものは、政務調査費の支出ではなく、各議員の自己負担分の支出である。違法な支出とされるものであっても、それはまずは議員の自己負担分から支出したものと評価されるべきである（各議員の支出であって、違法ではないと認定されるものの合計が288万円に達しているとすると、それ以外は、全て政務調査費からの支出とはいえず、各議員に利得はない。）。

## (2) 個別の議員についての問題点

### ア 浅井議員（別紙一覧表A）

(ア) 事務所費について、法人である株式会社浅井と浅井議員個人を同一視している。

(イ) 「浅井修一郎後援会」及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は活動実体がなかった。

### イ 東議員（別紙一覧表B）

「幸友会」及び「東幸司後援会」は活動実体がなかった。

### ウ 井出議員（別紙一覧表C）

(ア) 「ますひろ会」、「井出益弘を育てる会」及び「和歌山経営者連絡研究会」は活動実体がなかった。

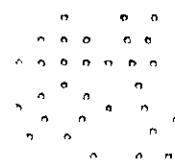
(イ) 人件費の支出に違法はない。

### エ 大沢議員（別紙一覧表F）

「大沢広太郎後援会」は活動実体がない。

### オ 尾崎議員（別紙一覧表G）

(ア) 「尾崎ようじ後援会」及び「要政会」は活動実体がない。「自由民主



「党和歌山県海草郡第二支部」は、光熱水費、大きな備品の購入費、人件費を負担しており、事務費の按分対象とするのは相当でない。

仮に按分するのであれば、同支部の備品消耗品費額や人件費額を加算して按分すべきである。

(イ) 固定電話使用料及びFAX電話使用料の60%を政務調査費に計上しており、按分の対象にするのは相当でない。

携帯電話使用料は政務調査に使用しているもののみを計上している。

仮に政務調査以外に使用することがあっても、按分割合は2分の1が相当である。

#### カ 門議員（別紙一覧表H）

(ア) 春和産業株式会社、紀伊商事和歌山営業所は第三者が経営している。

「新樹会」及び「自由民主党伊都郡支部連絡協議会」は活動実体がない。

(イ) 携帯電話は専ら政務調査用に使用している。

賃料の支払がないとする根拠がない。

「博友会」は別途備品消耗品費及び人件費を支出しており、これらの額を加算して按分すべきである。

#### キ 坂本議員（別紙一覧表I）

(ア) 坂本建設、後援会及び「自由民主党和歌山県日高郡第一支部」は活動実体がない。

(イ) 人件費について、和歌山県日高郡日高町及び同郡美山村の政務調査用事務所に併設団体はなく、按分する必要性や割合の相当性を欠く。

(ウ) 平成18年度分の賃料支払を否定する根拠はない。携帯電話使用料に関する推論や按分割合に合理性はない。

#### ク 下川議員（別紙一覧表J）

(ア) 「自由民主党新宮本部」及び「紀新会」は活動実体がない。

(イ) 事務費のうち、切手以外の電話使用料事務用品代は、後援会との併設



を考慮し60%を、人件費は月額8万円を政務調査費に計上している。

○ ケ 長坂議員（別紙一覧表K）

「長坂隆司後援会」は活動実体がない。リビングタカマツは、活動実体のない私的事業である。「長坂政策研究会」は、独自に多額の支出を計上しており、按分対象とするのは相当でない。仮に按分するとしても、分母は2が相当である。

また、「長坂政策研究会」が支出した事務所費、備品・消耗品費、人件費も按分対象額に加算されるべきである。

○ コ 野見山議員（別紙一覧表L）

(ア) 「あつみ会」及び「社会民主党和歌山県田辺支部」は活動実体がなく、独自に多額の経費を計上しており、按分対象とならない。仮に按分するとしても分母は2である。

また、「あつみ会」及び「社会民主党和歌山県田辺支部」が支出した備品・消耗品費も按分対象額に加算されるべきである。

(イ) 平成15年度から17年度の雇用契約書等の不備を理由に、森本好治及び野見山候子の人件費を零とするのは相当でない。

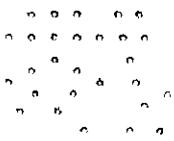
○ サ 平越議員（別紙一覧表M）

(ア) 後援会や「平政会」に活動実体はない。

(イ) 活動実績等を勘案せずに携帯電話使用料について按分している。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原告らの請求は、原判決の主文2ないし6、9、10及び13並びに本判決の主文1(1)ないし(5)に記載の各議員に、同記載の請求をするよう求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却すべきと判断する。その理由は、以下のとおり原判決を補正し、2及び3で当審における当事者の補充主張に、当審における当事者の補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1ないし3（13頁2



5行目から58頁24行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、引用箇所中の「別紙一覧表」を全て「本判決の別紙一覧表」と改める。

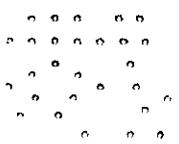
(1) 原判決19頁26行目の「浦口議員」を「東幸司議員(以下「東議員」という。)」と改め、20頁1行目の「いずれの事務所」の次に「(門三佐博議員(以下「門議員」という。)を除く。)」を加え、8、9行目の「仮に」を「後援会の併設されていない政務調査事務所が選挙の拠点として利用されていたことを認めるに足りる証拠はなく、仮に、後援会の併設されている」と改め、9行目の「選挙」を「選挙運動」と改める。

(2) 原判決21頁4、5行目の「門三佐博議員(以下「門議員」という。)を「門議員」と改め、8行目の「C～M」の次に「各「政務調査費収支報告書」欄記載のとおり」を加え、11行目の「甲A10の3、A11の3、A12の3」を「甲A9の2、A9の4、A10の2・3、A10～12の各2・3」と改め、22頁4行目、22行目、23頁15行目、24頁7行目、24行目、25頁7行目及び15行目の各「東幸司議員」をいずれも「東議員」と、24頁6行目「繰り越された」の次に「(甲A9の4)」を、24頁23行目「繰り越された」の次に「(甲A11の2)」をそれぞれ加え、25頁4行目「政策」を「施策」と、同頁24行目「東幸司議員」を「東議員、浦口議員」と、26頁6行目「F2」を「F3」と、「K1」を「K2」とそれぞれ改める。

(3) 原判決29頁6、7行目の「2万9793円」を「2万9783円」と、30頁4行目の「162万7557円」を「162万7547円」とそれぞれ改める。

(4) 原判決30頁5行目の「東幸司議員(以下「東議員」という。)」を「東議員(」と改める。

(5) 原判決32頁5行目「22、」の次に「24、」を、同頁18行目「しかし、」の次に「後援会、「自由民主党紀北支部」及び」をそれぞれ加え、3



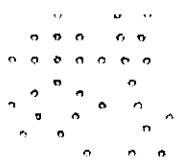
3頁1行目「井手議員」を「井出議員」と改める。

- (6) 原判決33頁26行目の「したがって。」を「したがって、」と改め、35頁2行目の「同人作成の陳述書（甲エ9）において、」を「先行訴訟において」と、11行目の「供述する」を「と陳述していたことがうかがえる」と、同頁15行目の「上記供述は」を「上記のような陳述内容を」とそれぞれ改める。
- (7) 原判決37頁3行目「（甲力）の次に「3、」を加える。
- (8) 原判決41頁4行目の末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

○ 「d 事務用品、人件費について

尾崎議員は、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費として、平成18年に51万6740円、平成19年に102万1360円を支出した。また、同議員は、同支部の人件費として、平成18年に91万円、平成19年に117万9280円を支出した。」

- (9) 原判決42頁末行から43頁5行目までを、以下のとおり改める。
- 「尾崎議員は、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費として、平成18年に51万6740円、平成19年に102万1360円を支出しており、平成18年度に64万2893円を支出したと推認できる（51万6740円÷12×9+102万1360円÷12×3）。政務調査用事務所の事務用品購入費74万2628円にこの「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費を加えた上で、前記(ア)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたものとして、社会通念上相当な按分割合（4分の1）を乗じた34万6380円（（74万2628円+64万2893円）÷4）を超える39万6248円が違法となる。」
- (10) 原判決43頁7行目から10行目までを、以下のとおり改め、12行目の「122万5699円」を「82万0647円」と改める。



「尾崎議員は、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の入件費として、平成18年に91万円、平成19年に117万9280円を支出しているから、平成18年度には97万7318円を支出したと推認できる（91万円÷12×9+117万9280円÷12×3）。政務調査用事務所の入件費53万3500円にこの「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の入件費を加えた上で、前記(ア)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたものとして、社会通念上相当な按割合（4分の1）を乗じた37万7704円（（53万3500円+97万7318円）÷4）を超える15万5796円が違法となる。」

- (11) 原判決43頁23行目及び45頁25行目の各「自由民主党伊都郡第一支部」をいずれも「自由民主党和歌山県伊都郡第一支部」と改め、44頁12行目の末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

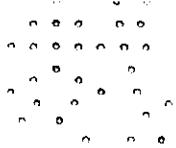
「d 事務用品、入件費について

門議員は、「博友会」の備品・消耗品費として、平成16年度に142万3640円、平成17年度に220万1278円を支出した。また、同議員は、「博友会」の入件費として、平成15年度ないし平成17年度に各120万円を支出した。」

- (12) 原判決45頁18、19行目の「4万2954円」を「4万2952円」と、同頁20行目及び46頁1行目の「11万9320円」を「11万9322円」と、46頁3行目の「10万7388円」を「10万7390円」とそれぞれ改める。

- (13) 原判決46頁5行目から9行目までを、次のとおり改める。

「門議員は、平成18年度の「博友会」の備品・消耗品費として、平成16年度の142万3640円と平成17年度の220万1278円の平均である181万2459円を支出したと推認できる。政務調査用事務所の事務用品購入費1万5745円にこの「博友会」の備品・消耗品費を加えた



上で、前記ア)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたものとして、社会通念上相当な按分割合（5分の1）を乗じた36万5640円（（1万5745円+181万2459円）÷5）を超える支出部分が違法となるところ、本件では違法部分は認められない。」

- (14) 原判決46頁11行目から14行目までを、次のとおり改め、16行目の「115万3718円」を「114万1124円」と改める。

「門議員は「博友会」の入会費として平成18年度にも120万円を支出しており、政務調査用事務所の入会費120万円にこれを加えた上で、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1の48万円を超えて入会費を支出した部分72万円は違法である。」

- (15) 原判決47頁2行目の「、後援会」を削る。

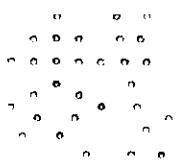
- (16) 原判決51頁6行目の「24、」を削り、17行目の「(K1)」を「(K2)」と、26行目の「(K5)」を「(K6)」とそれぞれ改め、16行目の末尾の次に改行の上、以下のとおり加える。

「c 事務所費、備品・消耗品費、入会費について

長坂議員は、「長坂政策研究会」の事務所費として、平成18年に28万5967円、平成19年に56万4929円、光熱水費として平成18年に33万4174円、平成19年に14万7236円を支出した。また、同議員は、同会の備品・消耗品費として、平成18年に60万3650円、平成19年に57万8995円を支出した。さらに、同議員は、同会の入会費として、平成18年に134万0540円、平成19年に254万3439円を支出した。」

- (17) 原判決52頁1行目から4行目までを、以下のとおり改める。

「長坂議員は、「長坂政策研究会」の事務所費及び光熱水費として、平成18年に合計62万0141円、平成19年に合計71万2165円を支出



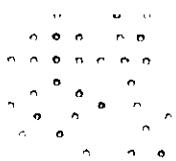
しており、平成18年度に合計64万3147円を支出したと推認できる（62万0141円÷12×9+71万2165円÷12×3）。政務調査用事務所の事務所費60万円にこの「長坂政策研究会」の事務所費及び光熱水費を加えた上で、前記(ア)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたものとして、社会通念上相当な按分割合（4分の1）を乗じた31万0786円（（60万円+64万3147円）÷4）を超える支出部分である28万9214円が違法となる。」

- (18) 原判決52頁5行目の「(K6)」を「(K7)」と、10行目の「(K7)」を「(K8)」とそれぞれ改め、6行目から9行目までを、以下のとおり改める。

「長坂議員は、「長坂政策研究会」の備品・消耗品費として、平成18年に60万3650円、平成19年に57万8995円を支出しており、平成18年度に59万7487円を支出したと推認できる（60万3650円÷12×9+57万8995円÷12×3）。政務調査用事務所の事務費6万9022円に、この「長坂政策研究会」の備品・消耗品費を加えた上で、前記(ア)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたものとして、社会通念上相当な按分割合（4分の1）を乗じた16万6627円（（6万9022円+59万7487円）÷4）を超える支出部分が違法となるところ、本件では違法部分は認められない。」

- (19) 原判決52頁11行目から14行目までを、以下のとおり改め、16行目の「140万1766円」を「77万8898円」とに改める。

「長坂議員は、「長坂政策研究会」の人件費として、平成18年に134万0540円、平成19年に254万3439円を支出しており、平成18年度に164万1265円を支出したと推認できる（134万0540円÷12×9+254万3439円÷12×3）。政務調査用事務所の人件



費120万円にこの「長坂政策研究会」の人物費を加えた上で、前記(ア)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたものとして、社会通念上相当な按分割合（4分の1）を乗じた71万0316円（（120万円+164万1265円）÷4）を超える48万9684円が違法となる。」

- (20) 原判決53頁10行目の末尾の次に改行の上、以下のとおり加え、23行目の「15万7895円」を「15万7319円」に、54頁2行目の「12万6316円」を「12万5855円」にそれぞれ改める。

○ 「d 備品・消耗品費について

野見山議員は、「社会民主党和歌山県田辺支部」の備品・消耗品費として、平成18年に8万8748円、平成19年に9万0522円を、後援会の備品・消耗品費として、平成18年に29万7582円、平成19年に30万5291円を支出した。」

- (21) 原判決54頁19行目から22行目までを、以下のとおり改める。

「野見山議員は、「社会民主党和歌山県田辺支部」の備品・消耗品費として平成18年に8万8748円、平成19年に9万0522円を、後援会の備品・消耗品費として、平成18年に29万7582円、平成19年に30万5291円を支出しており、平成18年度に合計38万8697円を支出したと推認できる（8万8748円÷12×9+9万0522円÷12×3+29万7582円÷12×9+30万5291円÷12×3）。」

○ 政務調査用事務所の事務用品費29万4320円にこの「社会民主党和歌山県田辺支部」及び後援会の備品・消耗品費を加えた上で、前記(ア)の認定事実のとおり、他の目的のものが併設された政務調査用事務所で使用されたものとして、社会通念上相当な按分割合（4分の1）を乗じた17万0754円（（29万4320円+38万8697円）÷4）を超える支出部分である12万3566円が違法となる。」

(22) 原判決56頁3行目の「139万2550円」を「129万4915円」と改める。

(23) 原判決57頁14, 15行目の「平成会」を「平政会」と改める。

## 2 原告らの補充主張に対する判断

### (1) 各議員に共通する問題について

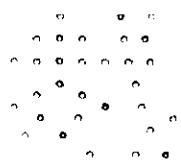
#### ア 主張立証責任等について

政務調査費の返還を命じる場合には、通常、保管されている証拠書類等に基づいて一定の調査をし、返還を求めることの要否、求める金額を確定した上で返還を命じることになるから、証拠書類の保管期間の経過後も、相当程度の期間は返還を求められるものとすることは合理的であるが、政務調査費の返還を命じられる可能性のある期間は、保管期間を経過した後であっても証拠書類を保管しておくべきということはできず、政務調査費の返還命令が可能であるかどうかと、被告あるいは議員の側にどの程度の立証（反証）の負担を負わせるかとの間に合理的な関連はない。また、支出から相当期間の経過後に、証拠書類等なしに個別の支出について具体的な説明をすることは著しく困難あるいは不可能であるから、被告あるいは各議員らが説明をしないという理由で、その支出が使途基準に適合したものではないと推認することもできない。

#### イ 他の目的の事務所が併設されている場合の按分について

(ア) 調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費及び広報費は、これらの使途基準に照らすと、類型的かつ一般的に、政務調査目的とともに他の目的のためにも利用されたといえる性質のものではない。このことは、政務調査事務所に他の目的の事務所が併設されていたことによって変わりがあるものではなく、これらの支出が違法とは認められないことは前記認定のとおりである。

(イ) また、平成18年10月分以降の事務所費、事務費及び人件費の支出



についての按分の母数に、和歌山県議会議員選挙の準備活動の点を考慮する必要がないことは前判示（補正の上引用に係る原判決19頁17行目から20頁12行目まで）のとおりである。

ウ 5議連及びその他の議員連盟会費の支出について

5議連及びその他の議員連盟は、前認定のとおり、交通網の完成、産業、スポーツ、福祉、観光の振興等により和歌山県の発展に寄与することを目的に、県外調査、講演会等の開催、関係機関に対する要望活動等を行っており、その会費を支出することは、議員の調査研究に資するものといえる。そして、その会費は繰り越されてはいるが、前認定のとおり、いずれも平成18年度においては徴収した会費額以上の支出をしており、資金を蓄える目的で会費を徴収しているともいえないから、政務調査費の単年度精算の趣旨に反するとまではいえない。

（2）個別の議員についての問題点について

ア 東議員（別紙一覧表B）

先行判決において事務費や人件費の一部が違法支出と認められたことをもって、調査研究費、資料購入費、広報費の支出の違法性が推認されると主張するが、両者の間にその様な関連性はなく、東議員は、保管期間経過前に証拠書類等を廃棄しているが、本件監査請求及び本件提訴時に既に保管期間が経過していた以上、他の議員らと同様、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性が推認されるとはいえない。

イ 尾崎議員（別紙一覧表G）及び門議員（別紙一覧表H）

家族使用分の携帯電話使用料が政務調査費から支出されたものと推認すべき事情は認められない、

3 被告の補充主張に対する判断

（1）各議員に共通する問題について

ア 事務所費等の按分について

(ア) 県議会議員は、議員としての活動のほか、私的な経済的活動をしており、議員としての活動も、政務調査活動に属さない活動を含め多岐にわたる（公知の事実）。そうすると、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されていれば、同事務所は政務調査活動以外の活動の拠点としても利用され、そこでの支出は政務調査活動以外のためにも使用されたとの合理的な推認が働く。そして、政務調査用事務所に併設された他の団体の事務所における経理が、政務調査用事務所の経理と分離され、その収支が政務調査費の収支とは区別できる場合でなければ、政務調査費のうち、事務所費、事務費及び人件費については、類型的かつ一般的に、他の目的の事務所のためにも使用されたとの合理的な推認が働き、その額は、他の事務所の独自資金による支出と政務調査費からの支出を併せたものを按分して認定するほかはない。そして、東議員を除く本件議員らにおいて、併設している他の目的の経理が政務事務所の経理と分離され、その収支が政務調査費の収支と区別できるといった事情はうかがえない。

(イ) また、県議会議員の活動は多岐にわたり、日常的に政務調査活動に属さない活動も広く行っていることからすると、政務調査用事務所と併設された他の目的の事務所との活動規模や経費額等に類型的、一般的に大小を設けるべき理由はなく、特段の事情がない限り事務所の数で按分することには合理性があるところ、本件議員らについてかかる特段の事情はうかがえない。

(ウ) さらに、携帯電話使用料について、私的利用分と政務調査目的利用分を同程度とするのは実態とかけ離れていることを認めるに足りる証拠はない

(エ) なお、上記のとおり、被告の補充主張(1)ア(エ)の主張は相当であり、

前認定においては、尾崎議員（別紙一覧表G）について「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」の備品・消耗品費及び人件費、門議員（別紙一覧表H）について「博友会」の備品・消耗品費及び人件費、長坂議員（別紙一覧表K）について「長坂政策研究会」の事務所費、光熱水費、備品・消耗品費、人件費、野見山議員（別紙一覧表L）について「社会民主党和歌山県田辺支部」の備品・消耗品費及び後援会の備品消耗品費の支出を、それぞれ各議員の政務調査事務所の同一科目の支出に加算した上で按分している。

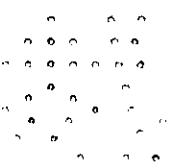
イ 契約内容の変更や事務所の拡大・縮小等といった事情がない限り、電話使用料や事務用品購入費用等の額は、年度によりそれほど大幅な変更がないのが通常である。そして、証拠書類等が保管されていなくても、被告あるいは本件議員らにおいて、電話料金や事務用品購入費に、前年と大きく変化し得る事情があったことを説明することは困難ではないところ、そのような説明はされていないから、本件においては、以前の電話使用料等から平成18年度の同一費目の額を推認することも不合理とはいえない。

ウ 違法支出額のうち288万円を超過する分は、まず自己負担分から支出したと見ることは、地方自治法、本件条例及び本件規程が政務調査費の支出の透明性を図り、収支報告書の提出や会計帳簿の作成を求めている趣旨に適合しない。

## (2) 各議員についての問題点について

### ア 浅井議員

(ア) 被告は、原判決が、浅井議員が株式会社浅井に対して支払った政務調査用事務所の賃料を違法と認定したのは、法人と個人の法人格を同一視するものであると主張するが、株式会社浅井の役員が浅井議員とその母、妻子で占められていることから、実質的に賃料を浅



井議員個人の利益と認めることが不合理とはいえない。

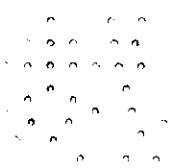
(イ) また、被告は、「浅井修一郎後援会」及び「自由民主党和歌山県有田市第一支部」は活動実体がなかったと主張するが、政治団体の活動は多岐にわたり、政治資金収支報告書の記載のみから、これらの政治団体が何ら政治活動を行っていないとは直ちに推認できない（例えば、政務調査費が、当該団体の活動にも使用されていた場合、当該団体固有の収支報告書にはその収支が表われることはない。）。東議員、井出議員、大沢議員、尾崎議員、門議員、坂本議員、下川議員、長坂議員、野見山議員及び平越議員についての、被告が活動実体がないと主張する後援会等についても同様である。

#### イ 尾崎議員

被告は、「自由民主党和歌山県海草郡第二支部」は、別に光熱水費、大きな備品購入費、人件費を負担しており、按分対象とすべきでないと主張するが、同支部の備品・消耗品費の内訳や人件費の内容が明らかでないから、そのような支出があることを考慮した上で、なお按分の対象とするのが相当である。長坂議員に関する「長坂政策研究会」についても同様である。

また、尾崎議員の固定電話使用料、FAX電話使用料及び携帯電話使用料は、私的利用等も考慮した政務調査目的使用分のみを計上していることがうかがえる事情はなく、前記のとおり認定するのが相当である。さらに、携帯電話使用料の按分割合について、調査研究目的での使用料が、他の目的の3つの事務所や私的用途での使用料とは異なることをうかがわせる事情はないから、他の用途での使用料と大差がないと推認するのが合理的であり、社会通念上相当な按分割合を5分の1とするのが相当である。

#### ウ 門議員



- (ア) 春和産業株式会社及び紀伊商事和歌山営業所は、第三者が経営していることを認めるに足りる証拠はない。
- (イ) 携帯電話は専ら政務調査目的のみに使用していることをうかがわせる事情はなく、前記のとおり認定するのが相当である。「博友会」に事務所賃料の2分の1を支出したとは認められないことは、前判示（引用に係る原判決44頁18行目から25行目まで）のとおりである。

エ 坂本議員

(ア) 被告は、人件費について、和歌山県日高郡日高町及び同郡美山村の政務調査用事務所には併設団体がないから、按分する必要性や割合の相当性を欠くと主張するが、3か所ある政務調査用事務所のいずれに雇用されているのか明らかでない以上、按分割合を4分の3とすることには社会的相当性があるといえる。

(イ) また、被告は、管理者の村崎悦子に政務調査用事務所の賃料を支払ったと主張するが、これが認められることは前判示（引用に係る原判決47頁10行目から48頁2行目まで）のとおりである。

そして、既述のとおり、特段の事情の立証がない以上、平成16年度の使用料から平成18年度の使用料が推認され、社会通念上相当な按分割合を6分の1とすることが合理的である。

オ 下川議員

被告は、政務調査事務所に後援会が併設されていることを考慮し、事務費のうち切手以外の電話使用料や事務用品代は60%を、人件費は月額8万円を計上していると主張するが、これをうかがわせる事情はないから、前記のとおり認定するのが相当である。

カ 野見山議員

野見山議員が森本好治及び野見山候子に対し人件費を支出したと主張す

るが、これが認められないことは前判示（引用に係る原判決54頁24行目から56頁1行目まで）のとおりである。

キ 平越議員

平越議員の携帯電話使用料の按分割合が活動実績等に沿わないことを認めるに足りる証拠はない。

4 結論

以上によれば、原告らの請求は、被告に対し、浅井議員に対して162万7547円、東議員に対して17万6953円、井出議員に対して90万円、浦口議員に対して95万5660円、小川議員に対して145万5166円、大沢議員に対して180万9988円、尾崎議員に対して82万0647円、門議員に対して114万1124円、坂本議員に対して82万7701円、下川議員に対して73万3927円、長坂議員に対して77万8898円、野見山議員に対して129万4915円、平越議員に対して107万7347円を請求するよう命じることを求める限度で理由があり、その余は理由がない。

したがって、原告らの控訴はいずれも理由がないから棄却し、上記と一部異なる原判決を被告の控訴に基づき変更することとし、主文のとおり判決する。

○ 大阪高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 水 上 敏

裁判官 橋 詰 均

裁判官 藤 野 美 子

別紙一覧表A

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由	違法支出額
浅井修一郎	A1	調査研究費	353,800	議員連盟会費			353,800 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいせず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	A2	研修費	256,500		5議連	240,000	240,000 (全額)	5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事するもので、それをより、効果的、効率的なものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その用途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台高裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている）。	第3の2(4)のとおり	0	
		*	上記以外のもの			4,500	4,500 (全額)	4,500	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。			0
	A3	会議費	45,000			45,000	45,000 (全額)	45,000	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。			0
		資料作成費	33,000			33,000	33,000 (全額)	33,000	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。			0
	A4	資料購入費	91,964			91,964	91,964 (全額)	91,964	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。			0
		広報費	50,000			50,000	50,000 (全額)	50,000	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。			0

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断			
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由	違法支出額	
	A5	事務所費	360,000				360,000 (全額)		被告は事務所借上費とする以外に何の説明もしない。また、浅井議員は株式会社浅井から、同社所有の建物1階部分を賃借しているが、同社の役員は浅井議員が代表取締役など親族であり、賃料は浅井議員の利益になっていた。議員の利益となる賃料は調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費とは認められない。したがって、全額違法と解すべきである。	事務所費として家賃月額3万円を本人が(株)浅井に支払っているし、(株)浅井はこれを収入として税務申告している。	第3の2(5)アのとおり		360,000
	A6	事務費	262,177	電話代	固定電話使用料(自宅)	59,566	①59,566 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。			29,783	
浅井修一郎				携帯電話使用料	116,121	①116,121 (全額)	(①が認められないとしても ②29,793)	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均額である5万9566円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)アのとおり		92,897	
			事務機器借上費	上記電話使用料以外のもの(政務調査用事務所の事務用品、備品購入費、固定電話使用料)	86,490	①86,490 (全額)	a 被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。 b 事務費は、政務調査用事務所設置に関連して支出されたものと推認できるところ、当該事務所は日常的に設置されており、調査研究外のために活用されているとみるべきであるので、これに政務調査費を充てることは違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。			64,867		
	A7	人件費	1,440,000	事務用品		① 1,440,000 (全額)	(①が認められないとしても ② 1,080,000)	被告は事務員雇用経費とする以外に何の説明もしない。具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。			1,080,000	
										合計	1627547		

別紙一覧表B

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断			
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由	違法支出額	
東幸司	B1	調査研究費	580,906				580,906 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。		0	
	B2	資料購入費	473,166				473,166 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	B3	広報費	315,000				315,000 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしてない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。		0	
	B4	事務費	592,129	固定電話使用料（自宅） 電話代 携帯電話使用料 上記電話使用料以外のもの（政務調査用事務所の事務用品、備品購入費、固定電話使用料） 事務用品	①57,836 (全額) 57,836 (①が認められないとしても) ②28,918		①197,380 (全額) 197,380 (①が認められないとしても) ②157,904		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。  平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である5万7836円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。  なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。  なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)イのとおり	28,918 148,035 0
	B5	人件費	960,000				960,000 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
										合計	176953		

別紙一覧表C

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張					被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由		理由	理由	違法支出額
井出益弘	C1	調査研究費	1,503,746				1,503,746 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、甲ウ第2号証ないし第7号証。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	C2	研修費	300,000	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)		5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事するもので、それをより、効果的、効率的ならしめるものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その使途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台高裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0	
					スポーツ議連	12,000	12,000 (全額)		議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。			0	
					自由民主党県議団名を冠した2議連	30,000	30,000 (全額)		各議連は同会派の施策の実現を目的とする団体であるから目的外支出であり違法である。かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。			0	
					上記以外のもの	18,000	18,000 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	C3	資料作成費	198,498				198,498 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	C4	事務所費	241,333				241,333 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	C5	人件費	1,050,000			①1,05,000 (全額)			被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	900,000	
										合計	900000		

別紙一覧表D

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張			被告の主張	当裁判所の判断			
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由	理由	違法支出額	
浦口尚典	D1	調査研究費	37,973				37,973 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証等の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	D2	研修費	510,308	議員連盟会費	5議連		48,000 (全額)	48,000	5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事するもので、それをより、効果的、効率的なものである。然に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その用途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である。(仙台高裁 平成22年(行コ)第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0
				上記以外のもの			462,308 (全額)	462,308	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証等の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	第3の2(5)工のとおり	0
	D3	資料購入費	153,668				153,668 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証等の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない、違法な支出があったとは認められない。	0
	D4	広報費	985,966				985,966 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、甲工第2号証の1ないし第6号証。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出去がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
事務費	D5	事務費	857,314	電話代	携帯電話使用料	①289,405 (全額)	289,405	①289,405 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	217,054	
						②217,054		①567,909 (全額)	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である28万9405円支出があったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上、相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	378,606	
				事務機器借上費	上記電話使用料以外のもの(政務調査用事務所の事務用品、備品購入費、通信費等)	②378,606	567,909		政務調査用事務所の事務用品・備品購入費については、事務費総額から携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。 なお、甲工第7号証ないし第8号証。		

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	違法支出額	
浦口高典	D6	人件費	360,000				360,000 (全額)		先行判決は人件費の支出を全額違法と判断し、それにもかかわらず、本訴においても被告が具体的な主張立証を行わない以上、政務調査活動の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。	第3の2(5)工のとおり	360,000
										合計	955660	

別紙一覧表E

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由	違法支出額
小川武	E1	調査研究費	242,986				242,986 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	E2	研修費	240,000	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)		5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のブル金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事明らかな如く、各議員の政務調査活動に連なるもので、それをより、効果的、効率的なものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その使途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台高裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0
	E3	資料購入費	290,568				290,568 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	E4	事務所費	1,310,008				① 1,310,008 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。		655,004	
	E5	事務費	640,324	電話代	電信電話料	640,324	①640,324 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)のとおり	320,162	
	E6	人件費	960,000				①960,000 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。		480,000	
										合計	1455166	

## 別紙一覧表F

議員名		政務調査費收支報告書			原 告 の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由		理由	違法支出額	
大沢広太郎	F 1	調査研究費	500,516			500,516 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいはず、違法な支出があつたとは認められない。 なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	F 2											
	F 3	研修費	240,000	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)	5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に微し明らかな如く、各議員の政務調査活動に連なるもので、それをより、効果的、効率的なならしめるものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されるものであるからといって、その使途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台商裁、平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0	
	F 4	会議費	41,895			41,895 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。		0	
	F 5	資料作成費	63,850			63,850 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいはず、違法な支出があつたとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	F 6	資料購入費	167,773			167,773 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。		0	
	F 7	事務所費	336,000			①336,000 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)のとおり	268,800	
					(①が認められないとしても) ②268,800			他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。				

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 の 主 張			被告の主張	当裁判所の判断								
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由	違法支出額							
大沢広太郎	F 8	事務費	712,735	電話代	固定電話使用料	251,957	①251,957 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	209,964							
							(①が認められないとしても) ②209,964	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である25万1957円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて支出した部分は違法である。									
				事務用品	携帯電話使用料	78,079	①78,079 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	65065							
							(①が認められないとしても) ②65,065	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である7万8079円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて支出した部分は違法である。									
F 9	人件費	960,000				382,699	①382,699 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	306159							
							(①が認められないとしても) ②306,159	政務調査用事務所の事務用品については、事務費総額から固定電話使用料・携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて支出した部分は違法である。									
第3の2(5)句のとおり										960,000							
										合計 1809988							

別紙一覧表G

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由	違法支出額
	G 1	調査研究費	285,145				285,145 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいはず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
尾崎要二	G 2	研修費	573,000	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)	5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事するかなく、各議員の政務調査活動に連なるもので、それをより、効果的、効率的ならしめるものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その用途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台高裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	0		
					スポーツ議連	12,000	12,000 (全額)	議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。		第3の2(4)のとおり	0	
					自由民主党 県議団名を冠した2議連	30,000	30,000 (全額)	各議連は同会派の施策の実現を目的とする団体であるから目的外支出であり違法である。かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。		0	0	
					上記以外のもの	291,000	291,000 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。		0	0	
						81,295		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。	0	0	
	G 3	会議費	81,295				81,295 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいはず、違法な支出があったとは認められない。	0	
	G 4	資料購入費	445,756				445,756 (全額)		原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	G 5	広報費	273,000				273,000 (全額)		原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、26万7,750円は領収書を添付し、残5,250円は5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。		0

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張			被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由	違法支出額
尾崎要二	G 6	事務費	1,113,612	電話代	固定電話使用料	130,905	①130,905 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 使用実態に応じて適正な割合(60%)を政務調査費としているので適法である。	104,724
							②104,724	(①が認められないとしても) ②104,724	平成18年度は、平成16年度(但し、5月分以降)と平成17年度の平均値である13万0905円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて支出した部分は違法である。	
					FAX電話使用料	53,465	①53,465 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 使用実態に応じて適正な割合(60%)を政務調査費としているので適法である。	42,772
							②42,772	(①が認められないとしても) ②42,772	平成18年度は、平成16年度(但し、5月分以降)と平成17年度の平均値である5万3465円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて支出した部分は違法である。	
				携帯電話使用料	186,614	①186,614 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することに法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)件のとおり	121,107
						②156,337	(①が認められないとしても) ②156,337	平成18年度は、平成16年度(但し、5月分以降)と平成17年度の平均値である18万6614円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、このうち3万5230円については家族が使用する携帯電話であって金額違法であり、残り15万1384円について、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて支出した部分は違法である。		
				事務用品	742,628	①742,628 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することに法律上相当な根拠はない。	396248	396248
						②556,971	(①が認められないとしても) ②556,971	政務調査用事務所の事務用品については、事務費総額から固定電話使用料・FAX電話使用料・携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分は違法である。		
				人件費	533,500	①533,500 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	155,796	155,796
						②400,125	(①が認められないとしても) ②400,125	他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。		
										合計 820647

別紙一覧表H

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由
門三佐博	H 1	研修費	988,970	議員連盟会費	5議連	240,000 (全額)	240,000	5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に継り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のブル金を翌年度に継り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事し明らかな如く、各議員の政務調査活動に連なるもので、それをより、効果的、効率的ならしめるものである。然に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その用途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台商裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の用途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0
					スポーツ議連	12,000 (全額)	12,000	議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。			
					自由民主党県議団名を冠した2議連	30,000 (全額)	30,000	各議連は同会派の施策の実現を目的とする団体であるから目的外支出であり違法である。かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。			
					上記以外のもの	706,970 (全額)	706,970	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、7万4,240円と10万円は領収証写を添付し、残53万2,730円は、各5万円未満のものとして、領収証写の添付のないことは当然である。	原告らにおいて、本件用途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない。なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	H 2	資料購入費	182,000				182,000 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件用途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない。なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	H 3	事務所費	240,000				240,000 (全額)	先行判決は、事務所の賃貸借契約書がないことや門議員の陳述等が信用できないとして、事務所費の支出を全額違法と判断した。本訴訟においても、被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	事務所借上げ代であり、「博友会」に事務所賃料1ヶ月4万円の2分の1を支払った合計であり、全額適法である。	第3の2(5)のとおり	240,000

議員名		政務調査費収支報告書			原告らの主張			被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由	理由
門三佐博	H 4	事務費	325,487	電話代	固定電話使用料（自宅）	147,468	①147,468 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することに法律上相当な根拠はない。	73,734
							②73,734 (①が認められないとしても) ②73,734	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である14万7468円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて支出した部分は違法である。		
					携帯電話使用料	162,274	①162,274 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することに法律上相当な根拠はない。	107,390
							②95,456 (①が認められないとしても) ②95,456	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である16万2274円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、先行判決が指摘するところからすると、携帯電話は2回線あり、ファミリー割引の適用対象であったことから、門議員の使用料比率は73.53%，家族の使用料比率は26.47%である。これに基づき家族使用料分4万2954円は全額違法支出であり、門議員使用料分11万9320円については、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて支出した部分は違法である。		
				事務用品		15,745	①15,745 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することに法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)クのとおり 0
							②12,596 (①が認められないとしても) ②12,596	政務調査用事務所の事務用品については、事務費総額から固定電話使用料・携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて支出した部分は違法である。		
				H 5	人件費	1,200,000	①1,200,000 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	720,000
							②960,000 (①が認められないとしても) ②960,000	他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。		
										合計 1141124

別紙一覧表 I

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由	違法支出額
坂本登	I 1	調査研究費	1,350,158				1,350,158 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、各5万円未満のものとして、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	I 2	研修費	245,000	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)		5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事するもので、それをより、効果的、効率的ならしめるものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その使途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台高裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0
				上記以外のもの		5,000	5,000 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない、違法な支出があったとは認められない。	0
	I 3	資料購入費	139,520				139,520 (全額)		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	I 4	事務所費	360,000				360,000 (全額)		先行判決は、事務所の賃貸借契約書や光熱費の支払いに関する契約書がなく、その他の不自然な証拠に鑑み、坂本議員の陳述等は信用できないとして全額違法と判断した。本訴訟においても、被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	政務調査事務所が複数存在し、その事務所資料であり、全額適法である。		360,000
	I 5	事務費	473,670	電話代 携帯電話使用料	①431,629 (全額)  (①が認められないとしても) ②359,691	431,629	①431,629 (全額)  (①が認められないとしても) ②359,691		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。  平成18年度は、平成16年度と同額の43万1629円を支払ったものと推認するのが相当である（平成17年度は不明）。そして、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 使用実態に応じて適正な割合（80%）を政務調査費としているので違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することに法律上相当な根拠はない。	359,691  10,510
				事務用品		42,041	①42,041 (全額)  (①が認められないとしても) ②10,510		被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。  政務調査用事務所の事務用品については、事務費総額から携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて支出した部分は違法である。			

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由		理由	違法支出額
坂本登	I 6	人件費	390,000			①390,000 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)ケのとおり	97,500
						(①が認められないとしても) ②97,500	複数の事務所の中に、他の目的のものが併設された事務所で雇用された分もあるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の3を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。			合計	827701

別紙一覧表J

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由	
下川俊樹	J 1	調査研究費	1,169,718				1,169,718 (全額)		原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、各5万円未満のものとして、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいはず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	J 2	研修費	240,000	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)		5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のブル金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事し明らかなく、各議員の政務調査活動に連なるもので、それをより、効果的、効率的ならしめるものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されるものであるからといって、その使途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台高裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0
	J 3	資料作成費	222,600				222,600 (全額)		原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、この金額は、月額とすれば5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいはず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	J 4	事務費	394,739	電話代	固定電話使用料等	181,016	①181,016 (全額)		原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。	120,677	
						87,961	①87,961 (全額)		原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。		
				携帯電話使用料		87,961	①87,961 (全額)		平成18年度は、平成17年度と同額の18万1016円を支払ったものと推認するのが相当である（FAX電話使用料を含む）。そして、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。	70,369	
				事務用品		125,762	①125,762 (全額)		原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。	62,881	
				①が認められないとしても ②120,677		政務調査用事務所の事務用品については、事務費総額から固定電話使用料・携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。	120,677				

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断		
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由		理由	違法支出額	
下川俊樹	J 5	人件費	960,000					<p>①960,000 (全額)</p> <p>(①が認められないとしても) ②480,000</p>	<p>被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。</p> <p>他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。</p>	<p>原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。</p>	第3の2(5)コのとおり	480,000
										合計	733,927	

別紙一覽表K

議員名	政務調査費收支報告書			原告らの主張			被告の主張	当裁判所の判断			
	科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額		理由	理由		
	K1	調査研究費	262,881			262,881 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証等の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件便途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない。なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
長坂隨司	K2	研修費	340,700	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)	5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事し明らかな如く、各議員の政務調査活動に連なるもので、それをより効果的、効率的なならしめるものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その便途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台高裁 平成22年（行コ）第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の便途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0
					スポーツ議連	12,000	12,000 (全額)	議連の目的は政務調査以外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	同上	第3の2(4)のとおり	0
					上記以外のもの	88,700	88,700 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証等の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	第3の2(5)のとおり	0
	K3	資料作成費	25,289			25,289 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証等の添付のないことは当然である。	原告らにおいて、本件便途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえない。なお、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0	
	K4	資料購入費	218,803			218,803 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証等の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	同上	0	
	K5	広報費	169,825			169,825 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、この金額は、月額とすれば5万円未満であり、本人が1件10万円（甲サ2）の領収証（等）以外の領収証等を添付していない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	同上	0	
	K6	事務所費	600,000			①600,000 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	289,214		
	K7	事務費	69,022			①69,022 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	0		

議員名		政務調査費収支報告書			原告らの主張			被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額		理由	理由
	K8	人件費	120,000				①1,200,000 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。		
							(①が認められないとしても)② 900,000	他の目的のものが併設された事務所で雇用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	489,684
									合計	778,898

別紙一覧表L

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	理由
野見山海	L 1	調査研究費	302,599				302,599 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいせず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	L 2	研修費	260,000	議員連盟会費	5議連		240,000 (全額)		5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のプール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事し明らかな如く、各議員の政務調査活動に連なるもので、それをより、効果的、効率的なものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その使途や時期に限定が生じるわけではなく、各議連の判断し得るものである。然に、議連の会費は、議員一人4,000円である。然に、議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である(仙台高裁 平成22年(行コ)第20号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている)。	0
					スポーツ議連		12,000 (全額)		議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。		0
					上記以外のもの		8,000 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。		0
	L 3	資料購入費	151,363				151,363 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額違法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいせず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	L 4	広報費	741,175				741,175 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額違法である。		0

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 の 主 張			被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳支出額	違法支出額	理由		理由	違法支出額
野見山海	L 5	事務費	554,808	電話代	固定電話使用料	157,895 ①157,895 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、推認や按分をすることについて法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)シのとおり	125,855
							平成18年度は、平成16年度及び平成17年度(但し、平成18年2月まで)の平均値に基づき15万7,895円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超えて支出した部分は違法である。			
				携帯電話使用料	102,593 ①102,593 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、推認や按分をすることについて法律上相当な根拠はない。		85494	
						(①が認められないとしても) ②85,494	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である10万2593円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1を超えて支出した部分は違法である。			
				事務用品	294,320 ①294,320 (全額)	被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、推認や按分をすることについて法律上相当な根拠はない。	第3の2(5)シのとおり	123,566	
					(①が認められなくても) ②220,740	政務調査用事務所の事務用品については、事務費総額から固定電話使用料・携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分は違法である。				
	L 6	人件費	960,000			960,000 (全額)	先行判決は雇用の事実を否定し、全額違法と判断しており、本訴訟においても、被告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、先行判決(先行事件における雇用契約書の形式的記載のみに不当に依拠している。)から本件を推認することはできない。	合計	1294915

別紙一覧表M

議員名		政務調査費収支報告書			原 告 ら の 主 張				被告の主張	当裁判所の判断	
		科目	支出合計額	内訳	内訳	内訳	内訳支出額	違法支出額		理由	違法支出額
	M1	調査研究費	632,017				632,017 (全額)		原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
平越孝哉	M2	研修費	284,525	議員連盟会費	5議連	240,000	240,000 (全額)	5議連は、形は自主組織とされているが、その実質は政務調査費で維持・運営されている団体であるところ、実質的に別の団体を維持・運営するための支出は目的外支出である。また、各議連は、翌年度に繰り越すことのできない政務調査費を原資とする高額のブール金を翌年度に繰り越しているところ、支出の必要性が認められず、この点でも目的外支出である。さらに、議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	5議連及びその他の議連の事業活動は、各議連の目的に従事するもので、それをより、効果的、効率的なものである。殊に、議連が各議員からの会費収入を如何なる時期に、如何なる事業活動に使うかは、各議連が自らの会の目的に照らし、自由に決定し得るものであって、各議員の政務調査費から支弁されたものであるからといって、その使途や時期に限定が生じるわけなく、各議連の判断し得るものである。殊に、議連の会費は、議員一人4,000円であり、高額とは言えない。議連に対する会費を政務調査費より支出することは、判例や手引きからしても正当である（仙台商裁 平成22年（行コ）第2号政務調査費返還請求控訴事件判決、県の「政務調査費運用の手引き」にも「研修費」の使途内容として「議員連盟会費」が例示されている。	第3の2(4)のとおり	0
					スポーツ議連	12,000	12,000 (全額)	議連の目的は政務調査外の活動を行うことを目的としており、かつ、政務調査活動を行っていることの具体的な主張立証がなく全額違法と解すべきである。	同上	0	0
				上記以外のもの		32,525	32,525 (全額)	原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額自体が5万円未満であり、領収証写の添付のないことは当然である。	第3の2(5)のとおり	0
	M3	資料購入費	323,850				323,850 (全額)	原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、この金額は月額とすれば5万円未満であり、本人が領収証写の添付をしていない点に鑑みると、この点からしても支出は全額適法である。	原告らにおいて、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の主張立証がされたとはいえず、違法な支出があったとは認められない。 なお、第2の1のとおり、平成18年度の政務調査費にかかる証拠書類の保管期限は平成22年5月1日であり、本件監査請求、本件提訴時にはこの期限が経過していたことからすれば、被告が支出の内訳を具体的に主張立証しないことをもって、支出の違法性を一応推認させるとまではいえない。	0
	M4	事務費	235,074	電話代	携帯電話使用料	①199,369 (全額)	199,369	原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、推認や按分をすることについて法律上相当な根拠はない。	159495	
						②179,432	平成18年度は、平成16年度と平成17年度の平均値である19万9369円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、社会通念上相当な按分割合として、その10分の1を超えて支出した部分は違法である。	同上	17,852		
	M5	人件費	1,800,000	事務用品		①35,705 (全額)	35,705	原告が具体的な主張立証を行わない以上、これらの支出には調査研究の実質が認められず、全額違法と解すべきである。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、推認や按分をすることについて法律上相当な根拠はない。	同上	900,000
						②17,852	政務調査用事務所の事務用品については、事務費総額から携帯電話使用料を引いた金額と推認するのが相当である。そして、上記事務用品等は、他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて支出した部分は違法である。	原告らにおいて違法な支出であることを疑わしめる具体的な事情の指摘がなく、支出は全額適法である。 なお、按分することについて法律上相当な根拠はない。	合計	1077347	

これは正本である。

平成27年7月30日

大阪高等裁判所第6民事部

裁判所書記官 市場 雅輝

